

令和6年度 高山市立三枝小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童及び学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「高山市立三枝小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい」

（３）学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。

- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子ども大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童がキャリアパスポートを作成し「なりたい自分」に向かう児童を全職員で支える。児童一人のよさを認め合い、伸ばしていくキャリア教育を進める。
- ・教育目標である「三枝を愛し 志高く 自立する子」の具現に向けて、学級活動・児童会活動・行事等、児童が主体となって行い、自治力を高めることで積極的な生徒指導を進める。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める（アンケート、教育相談週間）。
- ・「心のサポーター」を浸透させることで、思いを伝える事や対話を重視することで、よりよい人間関係を築くとともに、いじめの未然防止と早期発見に・早期対応に取り組む。

（２）「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という児童を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよ

う、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・ひびきあい活動でのいじめ予防学習（低・中・高学年）の実施をする。

（４）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。

- ① 児童に自己存在感を与える
- ② 共感的な人間関係を育成する
- ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

３ いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケートの実施後は、複数の教員で情報を共有し迅速に対応する。（アンケートは５年間保存する。）保管場所：校長室
- ・年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ対策委員会」（「４ いじめ未然防止・対策のための委員会の設置」参照）で学校の状況を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交

換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・心のサポーター制度の浸透、相談ポストの設置など、いつでもだれにでも相談してもよいという意識をつくる環境を整える。外部の相談機関について広報を行う。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏期休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」等各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事案が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会関係者、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめの未然防止・対策のための委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

- ・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，教育相談主任，養護教諭，当該学級担任
 学校職員以外：保護者代表，学校運営協議会関係者，スクールカウンセラー，民生児童委員
 いじめ防止アドバイザー

（重大事態の場合には、人権擁護委員，弁護士，医師も含める）

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応のための年間計画

月	取り組み内容	備考
4月	・保護者、職員等への「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・職員研修「方針」の確認について ・職員研修「高山市いじめ問題対策協議会」における取組、マイサポートの共通理解について	「方針」の発信 ゴールデンウィークの過ごし方指導
5月	・職員研修（高山市いじめ問題対策協議会における取組の共通理解） ・心のサポーター制度についての説明、実施	
6月	・いじめアンケート（記名式）の実施と対応（教育相談週間） ・いじめSOSの出し方教育（SC） ・QUアンケート実施（3年生以上） ※言葉に ついての意識を高める取り組み（生活委員会）	
7月	・第1回「学校評価アンケート」（対策等の見直し） ※夏休み前、ふり返りの生活アンケート ・学校運営協議会の開催（授業参観）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修（いじめ未然防止について、教育相談について） ・QU検討会	夏季休業中の指導
9月	・職員研修「高山市いじめ問題対策協議会での中間研究の共通理解」 ・職員研修「不登校未然防止について」（SC） ・いじめアンケート（記名式）の実施と対応	
10月	・QUアンケート実施（3年生以上） ・情報モラル学習の実施（ネットいじめ等の防止）	
11月	・ひびきあい活動「いじめ未然防止について」 ・いじめアンケート（記名式）の実施と対応（教育相談週間）	

12月	・学校運営協議会の開催（ひびきあい集会参観） ・いじめ対策委員会の開催 ・第2回「学校評価アンケート」（次年度に向けて）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・いじめアンケート（記名式）の実施と対応 ・QU検討会	
2月	・学校運営協議会の開催（6年生を送る会参観）	
3月	・次年度に向けた引継ぎ、確認。 ・職員研修	第3回県いじめ調査 学年末休業中の指導 次年度への引継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組（継続的な見守りや教育相談）を組織で行う。
- ・いじめの行為の解消とは、少なくとも下の二つの要件が満たされていること。
 - ①止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
 - ②いじめを受けた本人が、心身の苦痛を感じていないこと。

【大まかな対応】① いじめの訴え、情報、兆候の察知

- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握
（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア
（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導
（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携

（市教育委員会への報告，警察や子ども相談センター等との連携）

⑧ 経過の見守りと継続的な支援

（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては，以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため，市教育委員会の指導の下に，事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は，調査結果について，市教育委員会へ報告するとともに，いじめを受けた児童及びその保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

７ 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の２点を加味し，適正に学校の取組を評価する。

① いじめの早期発見の取組に関すること

② いじめの再発を防止するための取組に関すること

８ 個人情報等の取扱

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は，重大事態の調査組織においても，アンケート調査等が資料として重要となることから，５年間保存する。